



鳥取県公報

平成 31 年 1 月 8 日 (火)
第 9 0 6 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (1) (障がい福祉課) 2
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (2) (鳥取県土整備事務所) 2
	開発行為に関する工事の完了 (3) (西部総合事務所生活環境局) 2
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (観光戦略課) 2
	公の施設の指定管理者の指定 (障がい福祉課) 3
	公の施設の指定管理者の指定 (産業振興課) 3
	公の施設の指定管理者の指定 (境港水産事務所) 3
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (広報課) 3

告 示

鳥取県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
山田邦嗣	倉吉市福庭1010	有限会社山田薬局	倉吉市上灘町171	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成31年1月1日

鳥取県告示第2号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成31年1月8日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市三津字砂所ノ一871-1 (8,800平方メートル)	砂(29,702.52立方メートル)	平成30年12月21日から平成31年12月20日まで	平成30年12月21日

鳥取県告示第3号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成31年1月8日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成30年9月7日 鳥取県指令第201800155219号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津、大字富吉
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市旗ヶ崎七丁目1-1
アーバンネットワーク株式会社 代表取締役 松本 幸治

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公 の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	指定の期間
鳥取県立夢みなとタワー	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市相生町四丁目411	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公 の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	指定の期間
鳥取県立障害者体育センタ ー	株式会社TKSS 代表取締役 田中 富士夫 米子市米原八丁目11-49	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公 の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	指定の期間
とっとりバイオフロンティ ア	公益財団法人鳥取県産業振興機構 代表理事理事長 中山 孝一 鳥取市若葉台南七丁目5-1	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成31年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公 の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地	指定の期間
鳥取県営境港水産物地方 卸売市場及び境漁港	境港水産物市場管理株式会社 代表取締役社長 佐々木 六郎 境港市昭和町9-7	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

とりネットCMSサーバ等機器の賃貸借及び保守業務並びにシステム管理運営業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 借入物品の納入期限

平成31年4月24日

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成31年5月1日から平成36年4月30日まで（60か月間）

ウ とりネットCMSサーバ等システム管理運営業務の期間

平成31年7月1日から平成36年4月30日まで（58か月間）

(5) 入札方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ア とりネットCMSサーバ等機器の賃貸借及び保守業務に係る費用

イ とりネットCMSサーバ等システム管理運営業務に係る費用

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類及び情報処理サービスのシステム等管理運営に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成31年1月18日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

カ とりネットCMSサーバ等のシステム障害に対し、迅速に対応するため、常時連絡が取れる体制を整えることができるとともに、障害が発生した場合、1時間以内に対応できる体制を1の(4)のウの業務の開始までに整えることができる者であること。

キ 本件競争入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のアからエまで及びクの要件を全て満たしていること。

イ 競争入札参加資格のうち、その業種区分が事務用機器のパソコン類及び情報処理サービスのシステム等管理運営のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成31年1月18日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 構成員の1以上の者が、とりネットCMSサーバ等のシステム障害に対し、迅速に対応するため、常時連絡が取れる体制を整えることができるとともに、障害が発生した場合、1時間以内に対応できる体制を1の(4)のウの業務の開始までに整えることができる者であること。

エ 共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資比率

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 取引金融機関

(サ) 解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県元気づくり総本部広報課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県元気づくり総本部広報課広報担当

電話 0857-26-7755

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

平成31年1月8日（火）から同月28日（月）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kouhouka/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成31年1月8日（火）から同月28日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年2月18日（月）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月15日（金）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会議棟3階 第13会議室

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、郵便等又は持参により4の（1）の場所に平成31年1月28日（月）正午までに提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説

明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 入札費用の負担

この入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Torinet CMS server, etc. lease and maintenance work of equipment and system management operation work 1 set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation : 28 January, 2019, noon

(3) Time-limit of the submission of tenders : 18 February, 2019, 2 pm

(Time-limit of the submission of tenders by registered mail : 15 February, 2019, 5 pm)

(4) Please Contact for the notice : the Public Relations Division, Genki Development
Central Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashimachi, Tottori-city, Tottori
680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7755